

新宿区糖尿病性腎症等重症化予防事業における保健指導等業務委託に係るプロポーザル評価基準

1 評価方針

- (1) 一次選定及び二次選定の各評価項目の評価は、絶対評価とする。
- (2) 一次選定、二次選定とも5段階評価とし、各段階に評価点を設ける。評価点の詳細は、「4 配点について」のとおりとする。

2 評価基準

- (1) 一次選定評価及び二次選定評価にかかる基準、配点等

項目	観点	一次配点	二次配点
1－1 基本方針、会社の実績	区の地域特性や課題を踏まえた本事業に対する考え方・方針等及び会社の実績について	10	
1－2 企画提案	他の自治体の業務実績を踏まえ、区の地域特性や課題に合わせた企画提案について		5
2 実施体制	円滑な事業を実施するための業務の実施体制等について	30	30
3 人材確保・養成立	保健指導実施者の人数、職種及び勤務年数や採用条件等について	15	20
4 指導用教材等	保健指導に用いる教材等について	10	10
5 保健指導及び参加勧奨内容	保健指導及び参加勧奨の実施内容について	20	25
6 個人情報保護に対する対応	企業として個人情報保護の管理体制等について	15	15
7 その他	上記以外で評価すべき特記事項があるか否か		15
合 計		100	120

- (2) 価格評価基準

項目名	評価内容	配点
価格評価	見積金額の評価	30

3 評価方法等

- (1) 一次選定の評価方法

選定委員が、応募事業者から提出された選定用企画提案書について、一次選定用評価基準に基づき評価を行い、選定委員一人あたりの平均点（小数点第2位以下切捨て）を一次評価点とする。

- (2) 一次選定通過事業者の決定方法。

一次選定において、「実施体制」、「個人情報保護に対する対応」の全ての項目で評価「C」以上であることを最低通過基準とし、一次評価点が60点以上であることを一次選定の通過基準とする。（「4配点について」一次選定評価項目別配点表 参照）ただし、配点表の「E」に該当する項目が1つ以上あった場合には、失格とする。

上位2位の事業者を、一次選定通過事業者とする。

参加事業者が1社のみの場合についても、同様の手順により事業者を選定するものとする。

(3) 二次選定の評価方法

選定委員が、一次選定通過事業者のプレゼンテーション及び質疑応答を踏まえ、二次選定用評価基準に基づき評価を行い、選定委員一人あたりの平均点（小数点第二位以下切捨て）を求め、二次評価点を求める。

二次評価点が80点以上であることを二次選定の通過基準とする。

参加事業者が1社のみの場合においても、同様の手順により事業者を選定するものとする。

(4) 価格の評価方法

見積金額（税込）（以下、「見積金額」という。）がもっとも小さい一次選定通過事業者の価格評価点を30点とする。

他の一次選定通過事業者については、 $(30点) \times (最低見積金額) \div (該当参加業者見積金額)$ とし、小数点以下は切捨てとする。

(5) 選定事業者の決定方法

一次評価点（100点）、価格評価点（30点）、二次評価点（120点）を全て加算した総合評価点（250点満点）が最も大きい参加事業者を選定事業者とする。

4 配点について

○配点表

各評価ポイント毎に採点する。標準をC（各評価ポイント毎の配点の60%）とする。

一次選定評価における採点について、企画提案書の各設問において未記入の項目がある場合は、その評価ポイントにおいて0点にする。

(1) 一次選定評価項目別配点表 (100 点)

評価項目	点数	評 価 基 準	配 点				
			A	B	C	D	E
1 基本方針、 会社の実績	10	①本業務に適した専門性を有し、区の地域特性や課題に対する理解度、基本的な考え方・方針等は的確であるか。	5	4	3	2	1
		②過去（基準日は公募開始日から直近3年間）に他の自治体での業務実績があり、特徴的な事例や他の業者の比較して優位な点があるか。	5	4	3	2	1
2 実施体制	30	①円滑な事業実施のための、社内関係部署との連携体制は十分か。再委託はあるか。	5	4	3	2	1
		②区との情報共有・報告のための連絡が整備されているか。責任者不在時の連絡体制は整っているか。	5	4	3	2	1
		③対象者の指導内容に対するカンファレンス等での相談体制は十分か。	5	4	3	2	1
		④事業評価の内容や方法は十分か。評価の結果をふまえて、改善、品質向上に努める仕組みがあるか。	5	4	3	2	1
		⑤保健指導実施報告の内容及び充実度は十分か。	5	4	3	2	1
		⑥事故防止策や事故発生時の安全対策は具体的に想定されているか。	5	4	3	2	1
3 人材確保 ・養给力	15	①十分な保健指導実施者を確保できる体制にあるか。	5	4	3	2	1
		②十分な経験、スキルを有する者を採用しているか。 ※糖尿病療養指導士等の資格の有無を確認する	5	4	3	2	1
		③保健指導実施者に対する専門技術・知識向上のための研修体制は確保されているか。	5	4	3	2	1
4 指導用 教材等	10	①保健指導案内リーフレット、参加同意書、生活指導確認書の内容及び工夫は十分か。※見本を確認する	5	4	3	2	1
		②保健指導に用いる教材や生活習慣改善を図るプログラムの工夫は十分か。※見本を確認する	5	4	3	2	1
5 保健指導 及び参加 勧奨内容	20	①初回面談時の記録用紙及び途中支援の記録用紙は、効果的な指導ができる内容に工夫されているか。（情報収集の内容とアセスメントの方法を確認）※見本を確認する	5	4	3	2	1
		②保健指導及び参加勧奨の体制や対象者からの問い合わせ対応の体制は十分か。	5	4	3	2	1
		③6 か月間の保健指導終了時まで継続するための工夫は十分か。	5	4	3	2	1
		④かかりつけ医と良好な関係を築くための工夫がされているか。指導内容報告書の報告のタイミングは適切か。	5	4	3	2	1
6 個人情報 保護に対す る対応	15	①個人情報保護の管理体制は確実に信頼性があるか（システム上の対策を含む）※組織体制図を確認する	5	4	3	2	1
		②業務従事者に対して、個人情報保護及び情報漏洩を防ぐための効果的な教育が実施されているか	5	4	3	2	1
		③個人情報の持ち出し（記録媒体への保存禁止・私物管理）を物理的及び論理的に制限しているか	5	4	3	2	1

(2) 二次選定評価項目別配点表 (120 点)

評価項目	点数	評価基準	配点				
			A	B	C	D	E
1 企画提案	5	①他の自治体の業務実績を踏まえて、区の地域特性や課題に合わせた企画提案はできるか。	5	4	3	2	1
2 実施体制	30	①円滑な事業実施のための、社内関係部署との連携体制は十分か。再委託はあるか。	5	4	3	2	1
		②区との情報共有・報告のための連絡が整備されているか。責任者不在時の連絡体制は整っているか。	5	4	3	2	1
		③対象者の指導内容に対するカンファレンス等での相談体制は十分か。	5	4	3	2	1
		④事業評価の内容や方法は十分か。評価の結果をふまえて、改善、品質向上に努める仕組みがあるか。	5	4	3	2	1
		⑤保健指導実施報告の内容及び充実度は十分か。	5	4	3	2	1
		⑥事故防止策や事故発生時の安全対策は具体的に想定されているか。	5	4	3	2	1
3 人材確保・養给力	20	①十分な保健指導実施者を確保できる体制にあり、区に配置される保健指導実施者は実務経験が豊富であるか。	10	8	6	4	2
		②十分な経験、スキルを有する者を採用しているか。 ※糖尿病療養指導士等の資格の有無を確認する	5	4	3	2	1
		③保健指導実施者に対する専門技術・知識向上のための研修体制は確保されているか。	5	4	3	2	1
4 指導用教材等	10	①保健指導案内リーフレット、参加同意書、生活指導確認書の内容及び工夫は十分か。※見本を確認する	5	4	3	2	1
		②保健指導に用いる教材や生活習慣改善を図るプログラムの工夫は十分か。※見本を確認する	5	4	3	2	1
5 保健指導及び参加勧奨内容	25	①初回面談時の記録用紙及び途中支援の記録用紙は、効果的な指導ができる内容に工夫されているか。(情報収集の内容とアセスメントの方法を確認)※見本を確認する	5	4	3	2	1
		②保健指導及び参加勧奨の体制や対象者からの問い合わせ対応の体制は十分か。	5	4	3	2	1
		③6 か月間の保健指導終了時まで継続するための工夫は十分でかつ、現実性、実効性があるか。	10	8	6	4	2
		④かかりつけ医と良好な関係を築くための工夫がされているか。指導内容報告書の報告のタイミングは適切か。	5	4	3	2	1
6 個人情報保護に対する対応	15	①個人情報保護の管理体制は確実に信頼性があるか(システム上の対策を含む)※組織体制図を確認する	5	4	3	2	1
		②業務従事者に対して、個人情報保護及び情報漏洩を防ぐための効果的な教育が実施されているか	5	4	3	2	1
		③個人情報の持ち出し(記録媒体への保存禁止・私物管理)を物理的及び論理的に制限しているか	5	4	3	2	1
7 その他	15	①業務従事者の業務に対する熱意、信頼性はあるか。	10	8	6	4	2
		②業務の専門性、独自性、柔軟性(緊急時や業務上の不足の事態に対し、的確に対応できるか否か)など、上記以外で評価すべき特記事項があるか	5	4	3	2	1